

## 退職金限定定期貯金規定

### 1. (預入資格)

退職金限定定期貯金(以下「この貯金」といいます。)は、以下に定める条件をすべて満たすお客さまに限りお預け入れできます。

(1)退職金お受け取り後2年以内で、新規にお預けいただける個人のお客さま

(2)資産運用のお考えについてのアンケートにお答えいただけるお客さま

### 2. (お預け入れ限度額)

スーパー定期貯金<単利型>は1契約あたり300万円以上の預け入れ金額とし、預入資格のあるお客さま1人につき退職金受取額を限度とします。大口定期貯金は1,000万円以上とし、預入資格のあるお客さま1人につき退職金受取額を限度とします。ただし退職金受取額が3,000万円を超える場合には、3,000万円を限度とします。また、セレサ資産運用プラン定期貯金<退職金・相続資金コース>の定期貯金と投資信託またはJAバンク資産運用サービスのお申込み総額と合計して、退職金受取額を超えないものとします。

### 3. (お預け入れ貯金種類および貯金名義)

この貯金は期間1年のスーパー定期貯金<単利型>または大口定期貯金とします。なお、この貯金は退職金の受け取りをされたお客さまの名義に限りします。

### 4. (少額貯蓄非課税制度(マル優)の利用)

スーパー定期貯金<単利型>は少額貯蓄非課税制度(マル優)を利用することができます。ただし、350万円を超える金額に対しては源泉分離課税扱いとします。

大口定期貯金は少額貯蓄非課税制度(マル優)を利用することができません。

### 5. (適用利率)

(1)この貯金は預入日の期間1年のスーパー定期貯金<単利型>または大口定期貯金の店頭表示利率に当組合所定の利率を上乗せした約定利率を満期日まで適用します。

自動継続後の適用利率は原則として期間1年のスーパー定期貯金<単利型>または大口定期貯金の自動継続時の店頭表示利率を当該満期日まで適用します。

(2)当組合がやむをえないものと認めてこの貯金を満期日前に解約する場合には、その利息は、預入日から解約日の前日までの日数および次の預入期間に応じた利率(小数点第4位以下は切捨て)によって計算し、この貯金とともに支払います。

・スーパー定期貯金<単利型>の場合

① 6か月未満 …………… 解約日における普通貯金の利率

② 6か月以上1年未満 …………… 約定利率×50%

・大口定期貯金の場合

①および②の算式により計算した利率のうち、いずれか低い利率とします。ただし、計算した利率が0%を下回るときは、0%を下限とします。

① 次の預入期間に応じた利率

A 6か月未満……………解約日における普通貯金利率

B 6か月以上1年未満……………約定利率×50%

②

約定利率－ 
$$\frac{(\text{基準利率} - \text{約定利率}) \times (\text{約定日数} - \text{預入日数})}{\text{預入日数}}$$

(注)なお、基準利率とは、解約日にこの貯金の元金を満期日まで新たに預入するとした場合、その預入の際に適用される利率を基準として算出した当JA所定の利率とします。

### 6. (その他)

この規定に定めのない事項については、別途定める自動継続スーパー定期貯金規定(単利型)または自動継続大口定期貯金規定により取扱います。

以 上

(令和5年4月1日現在)